

## 植物防疫法施行規則等の改正内容について

平成 24 年 7 月  
農林水産省消費・安全局  
植 物 防 疫 課

今般、植物防疫法施行規則の一部の改正等を行う。その概要は以下のとおり。

(1) 検疫有害動植物のリストの見直し（植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第5条の2関係）

検疫有害動植物のリストについては、規則別表1において

- ① 病虫害リスク分析の結果、まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが明らかである有害動植物について、検疫有害動植物として規定するとともに（規則別表1の第1の1及び第2の1）、
- ② まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動植物について、平成23年3月7日農林水産省告示第542号（以下「指定告示」という。）で規定し（規則別表1の第1の2及び第2の2）、指定告示において、
  - ア 病虫害リスク分析が終了していない有害動植物については、暫定的に検疫有害動植物として規定し（指定告示第1号の表の1及び第2号の表の1）、
  - イ アの有害動植物に属するもののうち、病虫害リスク分析が終了し、輸入検疫措置を講ずることが不要と判断された有害動植物については、まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）として規定している（指定告示第1号の表の2及び第2号の表の2）。

今回の改正においては、

- ① 検疫有害動植物について、規則別表1を**別紙1**のとおり新たに56種をリストに追加し、国内での発生が確認された2種をリストから除外し、暫定的検疫有害動植物に規定し、
- ② 指定告示を**別紙2**のとおり暫定的に検疫有害動植物とする病虫害から、有害性が無視できるとされた3科を除外し、3属について学名に併記しているシノニム（異名）を削除し、
- ③ 非検疫有害動植物について、指定告示を**別紙3**のとおり新たに32種の病虫害を検疫の対象から除外する見直しをすることとする。

(2) 輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物の見直し（規則第5条の4関係）

輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物について、規則別表1の2を**別紙4**のとおり11種類の病害虫の対象とする地域の見直し、3種類の病害虫の対象とする植物を見直すこととする。

(3) 輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し（規則第9条関係）

輸入の禁止の対象とする地域及び植物について、

- ① 規則別表2において、全面的に輸入の禁止の対象とする地域及び植物を規定し、
- ② 規則別表2の2において、一定の基準（以下「除外基準」という。）を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準を規定している。

今回の改正においては、

- ① 規則別表2を**別紙5**のとおり12種類の禁止対象の病害虫の発生地域の見直し、及び6種類の禁止対象の病害虫の対象植物を見直し、
- ② 規則別表2の2を**別紙6**のとおり3種類の病害虫の発生地域、3種類の病害虫の対象植物及び2種類の病害虫の措置をそれぞれ見直すこととする。

(4) 廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物の見直し（規程第3条第1項第4号関係）

輸入検疫措置の具体的な手続等については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）で定めており、輸入時の検査の結果、検疫有害動植物（規則別表2に掲げるものを除く。）が発見された場合における廃棄、消毒等の処分の内容については、規程別表第2において規定している。

今回の改正においては、(1)の見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物について、規程別表第2を**別紙7**のとおり見直すこととする。

(5) 国内での移動の禁止の対象とする植物の見直し（規則第35条の7関係）

(3)の見直しに伴い、国内での移動の禁止の対象とする植物について、規則別表6を**別紙8**のとおり見直すこととする。

## 検疫有害動植物の指定の見直し①

1. 病害虫リスク分析の結果に基づき、以下の有害動植物について、検疫有害動植物として規則の別表 1 の第 1 の 1 及び第 2 の 1 に掲げる有害動植物に追加する。

## (1) 有害動物

種類	学名	備考
1) 節足動物	<i>Acalymma vittatum</i>	コウチュウ目ハムシ科
	<i>Adoretus versutus</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Aleurodicus cocois</i>	カメムシ目コナジラミ科
	<i>Aleurodicus dispersus</i>	カメムシ目コナジラミ科
	<i>Amblypelta cocophaga</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Amblypelta lutescens</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Amsacta moorei</i>	チョウ目ヒトリガ科
	<i>Anticarsia gemmatalis</i>	チョウ目ヤガ科
	<i>Aonidomytilus albus</i>	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Ceroplastes destructor</i>	カメムシ目カタカイガラムシ科
	<i>Ceroplastes rusci</i>	カメムシ目カタカイガラムシ科
	<i>Chaetocnema pulicaria</i>	コウチュウ目ハムシ科
	<i>Chrysodeixis includens</i>	チョウ目ヤガ科
	<i>Clavigralla tomentosicollis</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Costelytra zealandica</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Cricula trifenestrata</i>	チョウ目ヤママユガ科
	<i>Diaprepes abbreviatus</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Diaprepes splengleri</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Edessa meditabunda</i>	カメムシ目カメムシ科
	<i>Epichoristodes acerbella</i>	チョウ目ハマキガ科
	<i>Epidiaspis leperii</i>	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Eulecanium tiliae</i>	カメムシ目カタカイガラムシ科
	<i>Euproctis chrysorrhoea</i>	チョウ目ドクガ科
	<i>Formicococcus njalensis</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Gryllotalpa gryllotalpa</i>	バッタ目ケラ科
	<i>Lambdina fiscellaria</i>	チョウ目シャクガ科
<i>Macroleptra nararia</i>	チョウ目イラガ科	

	<i>Malacosoma disstria</i>	チョウ目カレハガ科
	<i>Malacosoma parallela</i>	チョウ目カレハガ科
	<i>Mamestra configurata</i>	チョウ目ヤガ科
	<i>Melolontha melolontha</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Murgantia histrionica</i>	カメムシ目カメムシ科
	<i>Oligonychus peruvianus</i>	ダニ目ハダニ科
	<i>Orgyia leucostigma</i>	チョウ目ドクガ科
	<i>Otiorhynchus armadillo</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Otiorhynchus salicicola</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Otiorhynchus singularis</i>	コウチュウ目ゾウムシ科
	<i>Paracoccus marginatus</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Phyllophaga smithi</i>	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Planococcus kenya</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Proeulia chrysopteris</i>	チョウ目ハマキガ科
	<i>Pseudothraupis wayi</i>	カメムシ目ヘリカメムシ科
	<i>Rastrococcus iceryoides</i>	カメムシ目コナカイガラムシ科
	<i>Saturnia pavonia</i>	チョウ目ヤママユガ科
	<i>Saturnia pyri</i>	チョウ目ヤママユガ科
	<i>Schistocerca gregaria</i>	バッタ目バッタ科
	<i>Sitobion fragariae</i>	カメムシ目アブラムシ科
	<i>Thyridopteryx ephemeraeformis</i>	チョウ目ミノガ科
	<i>Trialeurodes ricini</i>	カメムシ目コナジラミ科
	<i>Zonocerus elegans</i>	バッタ目オンブバッタ科
2) 線虫	<i>Heterodera goettingiana</i>	エンドウシストセンチュウ
	<i>Heterodera zeae</i>	トウモロコシシストセンチュウ

(2) 有害植物

種類	学名	備考
1) 真菌及び粘菌	<i>Alternaria triticina</i>	
	<i>Claviceps gigantea</i>	
	<i>Stenocarpella macrospora</i>	
	<i>Tilletia indica</i>	

2. 以下の有害動物について、病虫害リスク分析の結果を更新する必要が生じたため、規則別表1の第1の1から除外し、同表の第1の2の有害動物として指定告示に規定する。

(1) 有害動物

種類	学名等	備考
----	-----	----

1) 節足動物	<i>Frankliniella fusca</i>	和名：タバコアザミウマ(仮称)
	<i>Treptoplatypus solidus</i>	和名：トガリハネナガキクイムシ

## 検疫有害動植物の指定の見直し②

1. 以下の有害動物について、病虫害リスク分析の結果、有害動物に該当しな

いと判断されたことから、指定告示第1号の表から削除する。

有害動物
Ciidae (ツツキノコムシ科)
Colydiidae (ホソカタムシ科)
Monotomidae (ネスイムシ科)

2. 以下の有害植物の名称について、所要の見直しを行う。

現行	見直し後	見直す理由
<i>Alternaria</i> [SYN : <i>Trichoconiella</i> ] 属	<i>Alternaria</i> 属	本属のシノニムとして <i>Trichoconiella</i> を掲載することは正確でないため。
<i>Choanephora</i> [SYN : <i>Choanophoroidea</i> ] 属	<i>Choanephora</i> 属	本属のシノニムとして <i>Choanophoroidea</i> を掲載することは正確でないため。
<i>Passalora</i> [SYN : <i>Fulvia</i> ] 属	<i>Passalora</i> 属	本属のシノニムとして <i>Fulvia</i> を掲載することは正確でないため。

## 検疫有害動植物の指定の見直し③

病害虫リスク分析の結果に基づき、以下の有害動植物について、非検疫有害動植物として指定告示第 1 号の表の 2 及び第 2 号の表の 2 に掲げる有害動植物に追加する。

## (1) 有害動物

種類	学名等	和名	備考
節足動物	<i>Acrolepiopsis sapporensis</i>	ネギコガ	チョウ目アトヒゲコガ科
	<i>Anaphothrips obscurus</i>	クサキイロアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Anaphothrips sudanensis</i>	アワキオビアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Araecerus coffeae</i>	ワタミヒゲナガゾウムシ	コウチュウ目ヒゲナガゾウムシ科
	<i>Autographa gamma</i>	ガマキンウワバ	チョウ目ヤガ科
	<i>Cetonia pilifera</i>	ナミハナムグリ	コウチュウ目コガネムシ科
	<i>Delia antiqua</i>	タマネギバエ	ハエ目ハナバエ科
	<i>Diaspis boisduvalii</i>	ランシロカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Echinothrips americanus</i>	モトジロアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
	<i>Eysarcoris aeneus</i>	トゲシラホシカメムシ	カメムシ目カメムシ科
	<i>Eysarcoris guttiger</i>	マルシラホシカメムシ	カメムシ目カメムシ科
	<i>Haplothrips aculeatus</i>	イネクダアザミウマ	アザミウマ目クダアザミウマ科
	<i>Hemiberlesia palmae</i>	ジャワマルカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
	<i>Liriomyza chinensis</i>	ネギハモグリバエ	ハエ目ハモグリバエ科
	<i>Lyctoxylon dentatum</i>	アラゲヒラタキクイムシ	コウチュウ目ヒラタキクイムシ科
<i>Megalurothrips distalis</i>	マメハナアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科	
<i>Melanagromyza sojae</i>	ダイズクキモグリバエ	ハエ目ハモグリバエ科	

<i>Mycterothrips glycines</i>	ダイズアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Orthonama obstipata</i>	トビスジヒメナミシヤク	チョウ目シャクガ科
<i>Paralipsa gularis</i>	イッテンコクガ	チョウ目メイガ科
<i>Parlatoria ziziphi</i>	ヒメクロカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
<i>Pinnaspis strachani</i>	コンマカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
<i>Pseudaonidia duplex</i>	ミカンマルカイガラムシ	カメムシ目マルカイガラムシ科
<i>Pyrrhocoris sibiricus</i>	フタモンホシカメムシ	カメムシ目ホシカメムシ科
<i>Sancassania berlesei</i>	ゴミコナダニ	ダニ目コナダニ科
<i>Spodoptera exigua</i>	シロイチモジヨトウ	チョウ目ヤガ科
<i>Stenchaetothrips biformis</i>	イネアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Taeniothrips eucharii</i>	オモトアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Thrips nigropilosus</i>	クロゲハナアザミウマ	アザミウマ目アザミウマ科
<i>Trichoplusia ni</i>	イラクサギンウワバ	チョウ目ヤガ科

(2) 有害植物

種類	学名	和名	備考
1) 真菌及び粘菌	<i>Alternaria dauci</i>	ニンジン黒葉枯病菌	
	<i>Alternaria dianthi</i>	カーネーション斑点病菌	



## 輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物の見直し

新たな科学的知見に基づき、輸出国での栽培地検査の対象とする地域及び植物について、次のとおり見直しを行う。

### (1) 対象地域の見直し

検疫有害動植物	追加する地域	削除する地域	見直しの理由
<i>Meloidogyne chitwoodi</i> (コロンビアネコブセンチュウ)	ドイツ	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Meloidogyne fallax</i> (ニセコロンビアネコブセンチュウ)	スイス	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	南スーダン、ニュー・カレドニア	(該当なし)	対象地域である旧スーダンから独立した南スーダンは対象地域であると判断したため。 また、ニュー・カレドニアについては文献で確認されたため。
<i>Phytophthora kernoviae</i>	アイルランド	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i>	ギリシャ、セルビア、フィンランド、リトアニア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i> (スイカ果実汚斑細菌病菌)	インド、イタリア、ナイジェリア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Pantoea stewartii</i> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	ボリビア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Broad bean stain virus</i> (ソラマメステインウイルス)	南スーダン	(該当なし)	対象地域である旧スーダンから独立した南スーダンは対象地域であると判断したため。
<i>Broad bean true mosaic virus</i> (ソラマメトゥルーモザイクウイルス)	南スーダン	(該当なし)	対象地域である旧スーダンから独立した南ス

			ーダンは対象地域であると判断したため。
<i>Plum pox virus</i> (ウメ輪紋ウイルス)	デンマーク、ベラルーシ、ラトビア、チュニジア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウィロイド)	オーストリア、ギリシャ、スロベニア、チェコ	(該当なし)	文献で確認されたため。

(2) 対象植物の見直し

検疫有害動植物	追加する植物	削除する植物	見直しの理由
<i>Radopholus similis</i> (バナナネモグリセンチュウ)	次の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの  ケロシア・ニティダ	次の生植物の地下部であって栽培の用に供し得るもの  けいとう	従来対象植物となっていたけいとうの根拠文献を再精査した結果、対象植物とすべきは同属のケロシア・ニティダであることが明らかとなったため。
<i>Phytophthora kernoviae</i>	次の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの  あめりかいわなんてん、ウァッキニウム・ミルティルス、せいようとのき、せこいあおすぎ、チェリモヤ、ポドカルプス・サリグヌス、ヨーロッパぐり、ロマティア・ミリコイデス	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i>	次の植物の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの	次の生植物（種子及び果実を除く。）であって栽培の用に供するもの	文献で確認されたため。

<p>の</p> <p>ヒドランゲア・シー マニアイ</p> <p>(<i>Hydrangea seemannii</i>)、からま つ属植物、ガリア 属植物、しやりん とう属植物、ショ ワジア属植物、て いかかづら属植物、 はなずおう属植物、 ひいらぎなんてん 属植物、フィソカ ルプス属植物、め ぎ属植物及びゆず りは属植物</p>	<p>あめりかてまりし もつけ※、ガリア ・エリプティカ※、 ショワジア・テル ナタ※、せいよう ひいらぎなんてん ※、はなずおう※、 ひめゆずりは※</p> <p>※これら植物につ いては、それぞれ を含む属として新 たに規制対象とな るもので、規制対 象から実質的に除 外されるものでは ない。</p>	
--	---	--

輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し  
 (植物防疫法施行規則第9条及び別表2関係)

新たな科学的知見に基づき、全面的に輸入の禁止を対象とする地域及び植物について、次のとおり見直しを行う。

(1) 対象地域の見直し

検疫有害動植物	追加する地域	削除する地域	見直しの理由
<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	イラン	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)	(該当なし)	イースター島	文献により根絶が確認されたため。
<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	アフガニスタン、ウガンダ、ガンビア、コンゴ共和国、スーダン、セーシェル、トーゴ、ナイジェリア、南スーダン	エジプト	アフガニスタン、ウガンダ、ガンビア、コンゴ共和国、スーダン、セーシェル、トーゴ及びナイジェリアについては文献で確認されたため。 南スーダンは対象地域である旧スーダンから独立したものであり対象地域であると判断。 エジプトによる発生調査の結果、当該地域には発生していないとする公式な報告があるため。
<i>Cydia pomonella</i> (コドリンガ)	(該当なし)	ミャンマー	旧英領インド(ミャンマーが含まれていた)での発生という古い情報を根拠

			としていたもので、再精査の結果、当該地域には全く発生記録のないことが確認されたため。
<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)	アメリカ合衆国	北米 (カナダを除く。)	北米 (カナダを除く。 ) からの読み替えで実質的な変更ではない。
<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)	アメリカ合衆国	北米 (カナダを除く。)	北米 (カナダを除く。 ) からの読み替えで実質的な変更ではない。
<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)	中華人民共和国、イラク、イラン、アゼルバイジャン、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、タジキスタン、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、モルドバ、リトアニア、ルーマニア、ロシア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Globodera rostochiensis</i> (ジャガイモシストセンチュウ)	ボスニア・ヘルツェゴビナ、アメリカ合衆国※、カナダ※	北米※	ボスニア・ヘルツェゴビナについては、文献で確認されたため。 ※アメリカ合衆国及びカナダの追加並びに北米の削除は、読み替えで実質的な変更ではない。
<i>Globodera pallida</i> (ジャガイモシロシストセンチュウ)	ブルガリア、ポーランド	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバ)	シリア、チュニジア、	イラン、北米※、エ	シリア、チュニ

エ)	モロッコ、アメリカ合衆国※、カナダ※	ルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ	<p>ジア及びモロッコの追加については、文献で確認されたため。</p> <p>イラン、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、ニカラグア、パナマ、ベリーズ、ホンジュラス及びメキシコの削除については、包括的に発生地域としていたものが、再精査の結果、特定の発生地域に限定されたため。</p> <p>※アメリカ合衆国及びカナダの追加並びに北米の削除は、読み替えて実質的な変更ではない。</p>
<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	アルジェリア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<p><i>Candidatus Liberibacter africanus</i> (カンキツグリーニング病菌アフリカ型)</p> <p><i>Candidatus Liberibacter americanus</i> (カンキツグリーニング病菌アメリカ型)</p> <p><i>Candidatus Liberibacter asiaticus</i> (カンキツグリーニング病菌アジア型)</p>	アメリカ領バージン諸島、コスタリカ、ジャマイカ、ニカラグア、ベリーズ	(該当なし)	文献で確認されたため。

(2) 対象植物の見直し

検疫有害動植物	追加する植物	削除する植物	見直しの理由
<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)	次の植物の生果実	(該当なし)	文献で確認されたため。

	ナンセ		
<i>Bactrocera dorsalis</i> species complex (ミカンコミバエ種群)	次の植物の生果実  ロリニア属植物	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドミバエ)	次の植物の生果実  きだちとうがらし、とうがらし、すのき(こけもも)属植物、ロリニア属植物	次の植物の生果実  ししとうがらし	すのき(こけもも)属植物及びロリニア属植物については、文献で確認されたため。  きだちとうがらし及びとうがらしの追加並びにししとうがらしの削除は、対象範囲をより明確にするためのものであり実質的な変更ではない。
<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリミバエ)	次の植物の生果実  きだちとうがらし、とうがらし	次の植物の生果実  ししとうがらし	きだちとうがらし及びとうがらしの追加並びにししとうがらしの削除は、対象範囲をより明確にするためのものであり実質的な変更ではない。
<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)	(該当なし)	次の植物の生茎葉  キャベツ	根拠とする文献を再精査した結果、室内の試験においてなす科植物がない場合にまれにキャベツを食すものであって、かつ、キャベツにおいて世代交代を繰り返すことはないことが判明し

			たことから、寄主植物ではないと判断したため。
<i>Radopholus citrophilus</i> (カンキツネモグリセンチュウ)	次の植物の生植物の地下部 きだちとうがらし	(該当なし)	文献等により根拠が確認できたため。



輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準の見直し  
 (植物防疫法施行規則第9条及び別表2の2関係)

新たな科学的知見に基づき、除外基準を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準について、次のとおり見直しを行う。

## (1) 対象地域の見直し

検疫有害動植物及び措置の基準	追加する地域	削除する地域	見直しの理由
<i>Phytophthora kernoviae</i> に対する熱処理	アイルランド	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Phytophthora ramorum</i> に対する熱処理	ギリシャ、セルビア、フィンランド、リトアニア	(該当なし)	文献で確認されたため。
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピンドルチューバーウイルス) に対する精密検査	オーストリア、ギリシャ、スロベニア、チェコ	(該当なし)	文献で確認されたため。

## (2) 対象植物の見直し

検疫有害動植物及び措置の基準	追加する植物	削除する植物	見直しの理由
<i>Phytophthora kernoviae</i> に対する熱処理	次の植物の葉、枝、樹皮その他の部分(種子及び果実を除く。)並びにこれらの植物の葉、枝、樹皮その他の部分が微生物その他の生物により分解されて生じた有機物であつて、植物の植込みの用又は植物が生育するための土壌の被覆の用に供するもの  あめりかいわな	(該当なし)	文献で確認されたため。

	んてん、ウアツ キニウム・ミル ティルス、せい ようとのき、 せこいあおすぎ、 チェリモヤ、ポ ドカルプス・サ リグヌス、ヨー ロッパぐり、ロ マティア・ミリコ イデス		
<i>Phytophthora ramorum</i> に対する熱処理	次の植物の葉、枝、 樹皮その他の部分 (種子及び果実を 除く。)並びにこ れらの植物の葉、 枝、樹皮その他の 部分が微生物その 他の生物により分 解されて生じた有 機物であつて、植 物の植込みの用又 は植物が生育する ための土壌の被覆 の用に供するもの  ヒドランゲア・シ ーマニアイ ( <i>Hydrangea</i> <i>seemannii</i> )、から まつ属植物、ガ リア属植物、し やりんとう属植 物、ショワジア 属植物、ていか かずら属植物、 はなずおう属植 物、ひいらぎな んてん属植物、 フィソカルプス属 植物、めぎ属植	次の植物の葉、枝、 樹皮その他の部分 (種子及び果実を 除く。)並びにこ れらの植物の葉、 枝、樹皮その他の 部分が微生物その 他の生物により分 解されて生じた有 機物であつて、植 物の植込みの用又 は植物が生育する ための土壌の被覆 の用に供するもの  あめりかてまり しもつけ※、ガ リア・エリプテ イカ※、ショワ ジア・テルナタ ※、せいようひ いらぎなんてん ※、はなずおう ※、ひめゆずり は※  ※これら植物に ついては、それ ぞれを含む属と して新たに規制	文献で確認さ れたため。

	物及びゆずりは 属植物	対象となるもの で、規制対象か ら実質的に除外 されるものでは ない。	
<i>Potato spindle tuber viroid</i> (ポテトスピ ンドルチューバーウイルス) に対す る精密検査	次の植物の生植物 (種子及び果実を 除く。) であつて 栽培の用に供し得 るもの  タマサngo、カリ ブラコア属植物、 ケストルム属植 物、ダリア属及び ペチュニア属植物	次の植物の生植物 (種子及び果実を 除く。) であつて 栽培の用に供し得 るもの  ダリア※、ペチュ ニア※  ※属として新たに 規制対象となるも ので、規制対象か ら実質的に除外さ れるものではない。	文献で確認さ れたため。

(3) 除外基準の見直し

検疫有害動植物	現行の基準	見直し後の基準	見直しの理由
<i>Phytophthora kernoviae</i>	1 [略] 2 1の検査証明書 又はその写しには、 摂氏七十一度以上で 七十五分以上の熱処 理が行われ、かつ、 <i>Phytophthora kernoviae</i> に侵されていないこ とが特記されている こと。	1 [略] 2 1の検査証明書 又はその写しには、 摂氏七十一度以上で 七十五分以上の熱処 理若しくはこれと同 等以上の効果を有す ると認められる条件 で熱処理が行われ、 かつ、 <i>Phytophthora kernoviae</i> に侵されて いないことが特記さ れていること。	異なる熱処理条 件であっても、 我が国が求める 条件と同等以上 の効果があると 科学的に認めら れるものであれ ば、検疫的安全 性は担保できる ため。
<i>Phytophthora ramorum</i>	1 [略] 2 1の検査証明書 又はその写しには、 摂氏七十一度以上で 七十五分以上の熱処	1 [略] 2 1の検査証明書 又はその写しには、 摂氏七十一度以上で 七十五分以上の熱処	異なる熱処理条 件であっても、 我が国が求める 条件と同等以上 の効果があると

	<p>理が行われ、かつ、<i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>理若しくはこれと同等以上の効果を有すると認められる条件で熱処理が行われ、かつ、<i>Phytophthora ramorum</i> に侵されていないことが特記されていること。</p>	<p>科学的に認められるものであれば、検疫的安全性は担保できるため。</p>
--	---	---	--

### 廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物の見直し

検疫有害動植物のリストの見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分のうち規則第3条第1項第4号の措置の対象となる検疫有害動植物について、次のとおり見直しを行う。

植物の種類		検疫有害動植物	措置
1 果樹類の植物及びさし木、ほ木、だい木、その他根、茎、葉等の植物の部分であって栽培の用に供するもの	1 くるみ、なし、ぶどう、もも、りんご、かんきつ類等	ミカンクロトゲコナジラミ、モモキバガ	検査荷口の全部の焼却
		キシレーラ・ファスティディオーサ、デウテロフオーマ・トラケイフィラ、 <del>プラムポックタヌウイルス</del> ウメ輪紋ウイルス	
		ブドウオオハリセンチュウ	検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		オティオリックス・シングラリス、ブドウネアブラムシ、ヨーロッパリンゴアブラムシ、リンゴコカクモンハマキ、ルリカミキリ  カンキツそうか病菌、根頭がんしゅ病菌、カンキツトリステザウイルス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
2 アボカド、キウイフルーツ、パインアップル、フェイジョア、マンゴウ等		ロセリニア・ブノデス	検査荷口の全部の焼却
		キフィネマ・ブレウィコレ	検査荷口の全部又はすべての植物の地下部の焼却
		オリゴニクス・コフェアエ、オリーブカタカイガ	検疫有害動物の付着している検査荷

		ラムシ、オルタガ・エク スウィナケア、シイノコキ クイムシ、 <del>ジャマールカイ</del> <del>ガラムシ</del> 、ディアクリシア ・インウエスティゴトルム  エリスリシウム・サルモニ カラー、アボカド斑点細菌 病菌、トマト黄化えそウイ ルス	口の全部のくん蒸 又は焼却。検疫有害 植物の付着している 検査荷口の全部又は 検疫有害植物の付着 しているものの薬剤 処理又は焼却
2～4 [略]	[略]	[略]	[略]
5 球根類及びその 部分であって栽培 の用に供するもの	アマリリス、グ ラジオラス、クロ ッカス、すいせん、 ダリア、チューリ ップ、にんにく、 ヒアシンズ、ゆり 等	シロヘリクチブトゾウムシ ドレクスレラ・イリディス	検査荷口の全部の焼 却
		チューリップサビダニ、エ ウメルス・アモエヌス、コ ブアシハイジマハナアブ、 シリッタ・ピピエンス、ス イセンハナアブ、 <del>タマネギ</del> <del>バニ</del>	検疫有害動物の付着 している検査荷口の 全部のくん蒸、熱処 理又は焼却。検疫有 害植物の付着してい る検査荷口の全部又 は検疫有害植物の付 着しているものの薬 剤処理又は焼却
		スクレロティニア・バルボ ラム、フィトフトーラ・エ リスロセプティカ、ヒアシ ンズ黄腐病菌、タバコ茎え そウイルス	
		炭そ病菌	検疫有害植物の付着 している検査荷口の 全部又は検疫有害植 物の付着しているも のの焼却
6 前各項に掲げる もの以外の植物及 びその部分であっ て栽培の用に供す るもの	1 すいれん、たぬ きも等	スクミリンゴガイ、ウスバ キトビケラ、クロテンシロ ミズメイガ  スイレン葉腐病菌	検疫有害動物の付着 している検査荷口の 全部のくん蒸又は焼 却。検疫有害植物の 付着している検査荷 口の全部又は検疫有 害植物の付着してい るものの薬剤処理又 は焼却
	2 前号に掲げるも の以外の植物	アフリカマイマイ、サビイ ロカスミカメ	検査荷口の全部の焼 却

		カーネーションリングスポットウイルス	
		オオタバコガ、オンブバッタ、キスジノミハムシ、 <del>ミカドハムシ</del> <del>ヤマトカイガラムシ</del>	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの薬剤処理又は焼却
7～9 [略]	[略]	[略]	[略]
10 生果実及び生野菜	1 オレンジ、かりん、グレープフルーツ、なし、ぶんたん、ポンカン、まるめろ、りんご、レモン等	カリブミバエ、スモモゾウムシ、ナタールミバエ、モモキバガ、ヨーロッパオウトウミバエ、リンゴミバエ	検査荷口の全部の焼却
	2 あんず、いちじく、うめ、きんかん、さくらんぼ、ぶどう、もも、ライム等	エピディアスピス・レペリイ、グラフォリタ・パカルディ、クルミマダラメイガ、フランクリニエラ・ウァツキニイ、ミカンキジラミ、ミカンコナカイガラムシ、ミカンコナジラミ、ミカンワタコナジラミ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
	3 キウイフルーツ、こけもも、すぐり、ブルーベリー等及び細断された生果実	カンキツ黒星病菌、フィトフトラ・シリंगाエ、モモせん孔細菌病菌	
		黒腐病菌	検疫有害植物の付着しているものの焼却
	4 ココやし、ドリアン、バナナ、パインアップル等	ニシインドミバエ、バクトロケラ・パシフロラエ、フタスジマンゴウミバエ、メキシコミバエ	検査荷口の全部の焼却
5 アボカド、パパイヤ、マンゴウ、りゅうがん、れいし等	クサギカメムシ、クロスジコバネアブラムシ、ココアホソガ、バナナコナカイガラムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷	

		フィトフトーラ・シナモミ、アボカド斑点細菌病菌	口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
		黒腐病菌、灰色かび病菌	検疫有害植物の付着しているものの焼却
6 かぼちゃ、すいか、メロン等		ヘテロデラ・クルキフェラエ、イチゴクチブトゾウムシ、オオモンシロチョウ、ジャガイモヒメヨコバイ、トウガラシミバエ、バクトロケラ・ククミス	検査荷口の全部の焼却
7 エンダイブ、かぶ、キャベツ、きゅうり、さといも、しょうが、セロリ、たまねぎ、トマト、なす、にんじん、にんにく、はくさい、レタス等		アシグロハモグリバエ、ウスカワマイマイ、コウラナメクジ、テトラニクス・パキフィクス、オンシツコナジラミ、タバコガ、 <del>タマネギバエ</del> 、ハイジマハナアブ、フランクリニエラ・スクルツェイ、ヤサイゾウムシ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却。検疫有害植物の付着している検査荷口の全部又は検疫有害植物の付着しているものの焼却
8 あさつき、アスパラガス、アーティチョーク、うど、はなやさい、ブロッコリー、まだけ、みょうが、らっきょう、リーキ等		ダイコン萎黄病菌、ハクサイ黒斑病菌、ピテウム・オリガンドラム、トマトかいよう病菌	
9 いちご、えんどう、おくら、とうがらし、しそ、チコリ、芽キャベツ等及び細断された野菜類		クロツヤバエ、トウヨウヒメハナバエ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は検疫有害動物の付着しているものの焼却。検疫有害植物の付着しているものの焼却
11、12 [略]	[略]	[略]	[略]
13 油料種子であって栽培の用に供さないもの及び肥料用又は飼料用植物	1 あぶらな、あま、ごま、コブラ、だいず、ひま、べにばな等	オオコナナガシンクイムシ、グラナリアコクゾウムシ、ノシメマダラメイガ、ヒメアカカツオブシムシ、プテイヌス・フル、 <del>サタミヒゲ</del> <del>オガゾウムシ</del>	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸、熱処理又は焼却
	2 アルファルファヘイキューブ、ア	オーストラリアヒョウホンムシ、スジマダラメイガ、	検疫有害動物の付着している検査荷口の



	ルファルファペレット、米ぬか、大豆かす、ふすま等	ヒメアカカツオブシムシ	全部のくん蒸又は焼却
	3 アルファルファ、チモシー等の乾草	アメリカコバネナガカメムシ、サビイロカスミカメ	検査荷口の全部の焼却
		マジョルカコマイマイ、アルファルファタコゾウムシ、イネミズゾウムシ、ヒプソピギア・コスタリス	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
14 殻果類の種子であって栽培の用に供さないもの	1 くり、くるみ等	キディア・カリアナ、クリミガ、クルクリオ・ダウイディ、クルミマダラメイガ、クルミミバエ	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
	2 いちょう、カシユーナッツ、はしばみ、ペカン、むきぐり、むきぐるみ等	カシノシマメイガ、コクゾウモドキ、コツノコクヌストモドキ、ホソカクムネヒラタムシ、 <del>マタミヒゲナガゾウムシ</del>	検疫有害動物の付着している検査荷口の全部のくん蒸又は焼却
15～20 [略]	[略]	[略]	[略]

備考 [略]

(別紙 8)

国内での移動の禁止の対象とする植物の見直し  
(植物防疫法施行規則第 35 条の 7 及び別表 6 関係)

全面的に輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直しに伴い、国内での移動の禁止の対象とする植物について、次のとおり見直しを行う。

対象植物の見直し

まん延防止を必要とする有害動植物	追加する植物	削除する植物
ウリミバエ	きだちとうがらし、とうがらし(ピーマンを除く。)の生果実	ししとうがらし(ピーマンを除く。)の生果実